

京都市土木事務所規則の一部を改正する規則を公布する。

平成28年3月31日

京都市長 門川大作

京都市規則第135号

京都市土木事務所規則の一部を改正する規則

京都市土木事務所規則の一部を次のように改正する。

第2条の前の見出しを削り、同条に見出しとして「(職員)」を付し、同条第1項中「(京北・左京山間部土木事務所を除く。)」を削る。

第3条を削る。

第4条第3項中「担当課長,」を削り、同条を第3条とする。

第5条ただし書を削り、同条を第4条とする。

第6条を第5条とする。

第7条中「担当課長,」を削り、同条を第6条とする。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

(行財政局人事部人事課)